

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要について

令和 2 年 6 月
環 境 省

1. 背景

平成 30 年 3 月に、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条の特定施設の設置の許可に係る実務を担っている関係府県及び関係政令市から構成される「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」から環境省に対し、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和 48 年総理府令第 61 号、以下「規則」という。）第 7 条の 2 に規定されている、特定施設の構造等の変更許可手続において事前評価等を要しない場合の合理化について提案がなされた。

また、平成 27 年 10 月に公布・施行された、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 78 号）附則第 3 項において、「政府は、（中略）、新法第 5 条第 1 項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえ、中央環境審議会において、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について審議がなされ、令和 2 年 3 月に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）（以下「答申」という。）」（※）が取りまとめられた。

答申においては、特定施設の設置等の許可について、「制度運用の効率化・適正化を図る必要がある。例えば、特定施設の構造等の変更のうち、雨水専用の排水口の位置変更等、排出水の汚染状態及び量が増大せず、環境保全上著しい支障を生じさせるおそれがないことが明らかなものについて、事前評価の簡素化等、許可手続の合理化が必要である。」とされた。

これらを踏まえ、規則第 7 条の 2 について、特定施設の構造等の変更許可手続において事前評価等を要しない場合の合理化のため、所要の改正を行うこととした。

※<https://www.env.go.jp/press/107935.html>

2. 改正内容

（1）既存の事前評価等を要しない場合の変更

規則第 7 条の 2 第 1 号口において、「汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚染状態並びに処理後の汚水等の量が増大しない場合（汚水等が処理施設で処理される場合）」が事前評価等を要しない場合の要件の一つとして掲げられているが、特定施設からの汚水等について、処理後の汚染状態及び汚水等の量が増大しない場合、処理前の汚染状態が増大する構造等の変更を行ったとしても、瀬戸内海の環境への影響が増大しないのは明らかであることから、「処理前及び」を削ることとする。

（2）事前評価等を要しない場合の追加

特定施設の構造等の変更について、次の 2 要件がいずれも満たされる場合を、第 4 号として新たに事前評価等を要しない場合に追加する。

- ・ 各排水口における排出水の汚染状態の値及び汚水等の量が増大しない場合
- ・ 人の活動に使用されていない水又は人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用等の、その用途に供することにより汚染状態が悪化しない用途に供された水のみを排出する排水口の排出水の排出の方法の変更の場合（当該排水口以外の排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）

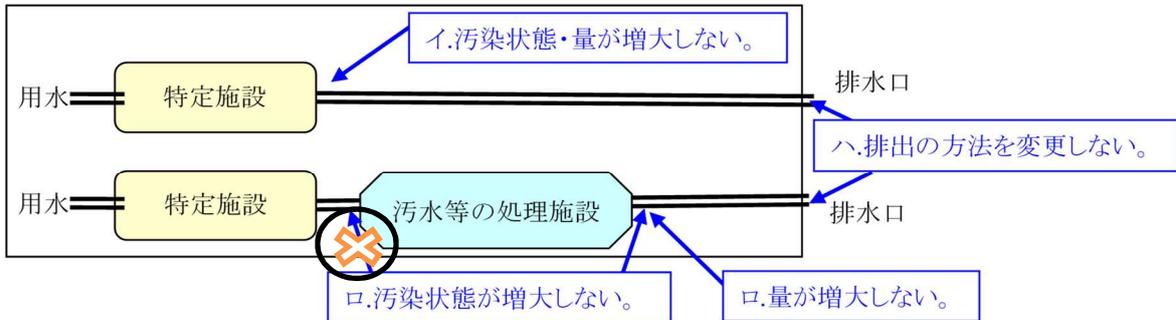
3. 施行期日

令和 2 年 8 月頃公布・施行予定。

(参考) 本改正により事前評価等を要しない場合に該当することとなる事例

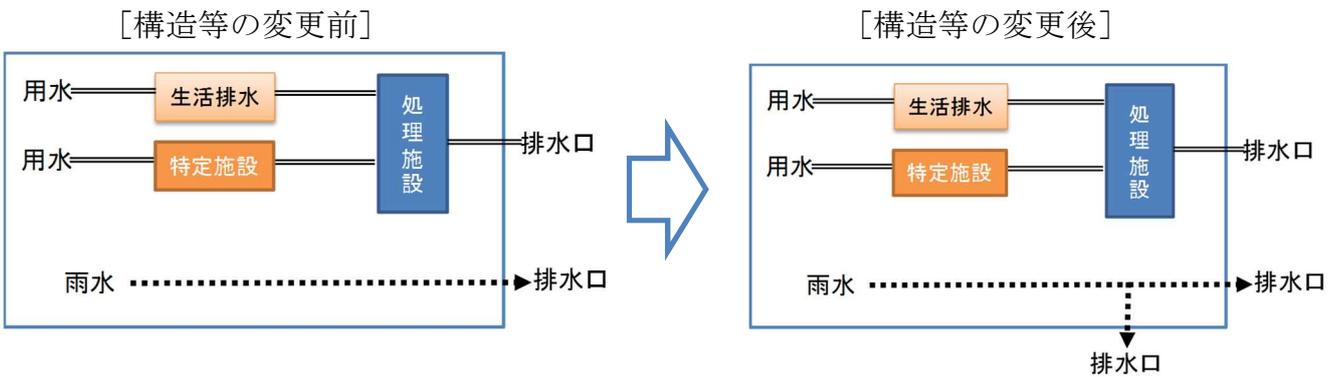
○2. (1) 関係

処理前の汚水等の汚染状態が増大する特定施設の構造等の変更について、処理後の汚染状態及び汚水等の量が増大しない場合。



○2. (2) 関係

例1：雨水のみの排出の方法（排水口の位置、数、排出先）を変更する場合。



例2：間接冷却水の排出の方法（排水口の位置、排出先）を変更する場合。

